

令和8年度 第1回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

令和8年7月2日（木）

新宿区 総合政策部 区政情報課

【会 長】ただいまより令和 8 年度第 1 回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

それでは、本日の資料につきまして、事務局から確認をお願いいたします。

【区政情報課長】皆さん、よろしくお願いいたします。区政情報課の佐藤と申します。

資料の確認ということで、お手元に資料 1「令和 7 年度及び令和 8 年度新宿区個人情報保護管理運営会議における審議案件について」というものがまず 1 目です。

続きまして、右上に資料 2 と書いてございます「令和 7 年度新宿区情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について」という資料です。

続きまして、資料 3「令和 7 年度保有個人情報の管理の状況に係る監査について」、資料 4「委託事業者における適切な個人情報の管理及び第三者認証について」を報告させていただきます。

資料は机上に配付させていただいておりますが、各説明のときに過不足の確認をさせていただきますのでよろしくお願いします。事務局からは以上です。

会長、進行のほど、よろしくお願いいたします。

【会 長】資料はおそろいですか。

それでは、まず資料 1 の「令和 7 年度及び令和 8 年度新宿区個人情報保護管理運営会議における審議案件について」報告をお願いいたします。

【区政情報課長】それでは、資料 1 の報告をさせていただきます。かなり件数多くて、要点を押さえながら簡潔に説明させていただければと思います。今回 5 6 件ありますので、途中 3 0 件で一度区切ってご質問を受けてから、残りの 3 1 件から 5 6 件までをまた説明して、ご質疑を受けるという形にしたいと思っております。よろしくお願いします。

それでは、資料 1、ご覧いただければと思います。

こちらの管理運営会議ですけれども、こちらは個人情報保護法の第 6 6 条で自治体の安全管理措置というものが設けられておりますけれども、これを確実に講じていくために、新宿区としましても、この管理運営会議を設置しまして、会議ではその事業における個人情報の取扱いが適正か、また、サイバーセキュリティの対策を含めた管理体制に問題がないか等々を、区の仕組み、内部として審議、確認をしているという会議でございます。こちらで審議した案件について、ご報告をさせていただきます。

それでは、初めの1ページから4ページまでが目次でございますけれども、1件目の案件が5ページにございますので、5ページをお開きいただければと思います。

No. 1の案件ですけれども、「L o G o フォームの利用に係る外部結合について」ということで、毎回こちらの審議会でもご説明させていただいているもので、重複にはなりませんけれども、行政手続のオンライン化の推進のためにL o G o フォームという電子申請の媒体を使って、区でオンライン化を進めているところでございます。その手続が追加となったという案件で、具体的に追加となったものが、7ページ、横版の資料ですけれども、「追加手続及び情報項目」をご覧くださいいただければと思います。

1、2、3ということで3件、総務課の「行政不服審査法に基づく審査請求」、また「戸籍証明書の請求」、「妊娠7～8か月頃の方へのアンケート」、これをLogo フォームで手続ができるようになったというものでございます。

次の8ページをご覧ください。

2件目の案件になります。「クラウドストレージサービス（B o x）の利用に係る外部結合について」でございます。こちらも前回の報告のときにも同じような案件を取り扱ってございますけれども、クラウドストレージサービス（B o x）を導入することで、外部記録媒体、C DとかU S Bですね。こういったものの紛失による個人情報流出事故の防止、また、事務の効率化を図っていくということで導入した事業を付議しているものでございます。

こちらは10ページをご覧くださいいただければと思います。

新たに追加した手続でございますけれども、滞納対策課の一斉催告の業務委託ということで、特別区民税、都民税、また2つ目は国民健康保険料、こちらについて委託事業者との情報のやり取りで使うというもので、3つ目が交通対策課の総合自転車対策業務ということで、こちらも委託事業者へ情報提供を行うために、こちらのクラウドストレージサービスを使用するというものでございます。

続きまして、11ページをご覧ください。

3つ目の案件、「自衛官及び自衛官候補生の募集に係る外部結合等について」でございます。事業内容の1「概要」をご覧ください。

1段落目、区では、自衛官の募集事務について地方自治法第2条、また自衛隊法97条に基づく法定受託事務を行っています。

2段落目です。近年、この募集の環境が厳しくなっているという中で、自衛隊から募集に関する情報提供の依頼があった際には、自衛隊法施行令第120条に基づいて募集対象者の情

報提供を行うというものでございます。情報提供に当たって、本人からの申出によって提供を希望しない者を対象から除くといった運用を行うというもので付議した案件でございます。

こちらについて、個人情報の流れですけれども、13ページをご覧ください。横版のカラー刷りの資料でございます。

まず、右側の緑色、自衛隊から、自衛隊法施行令第120条に基づく提供依頼が新宿区にございます。新宿区としましては、提供を希望しない場合の除外申出について、区のホームページや広報新宿、こういったもので周知を行います。除外を申し出ることができる対象者は、今回は18歳の方、また、22歳の日本国籍を有する方で、こういった方から除外の申出をL o G oフォームや郵送等で受け付けます。それに基づきまして、除外対象者の名簿を作成しまして、除外対象者を除いた情報を宛名シールに印刷し、宛名シールを自衛隊に提供します。また、除外が決定された方については、対象者にまた通知文を送るという形になっています。自衛隊としては、はがきに宛名シールを貼付・発送して、募集の案内を送るという流れでございます。

続きまして、14ページ、ご覧ください。N o . 4の案件です。「区民葬儀利用者助成事業に係る外部結合等について」でございます。

事業内容の「概要」をご覧くださいまして、特別区では、令和8年4月から区民葬儀利用者のうち、特別区が指定する民営火葬場において、最も低廉な火葬料金を支払った方を対象とする助成制度を創設いたしました。新宿区においても助成金を支給するために業務の委託を行うというものでございます。

こちらについては、15ページをご覧くださいまして、個人情報の流れですけれども、まず、左の申請者の方が申請書類を新宿区に提出します。そうすると、新宿区内において、委託事業者が、まず郵送申請書管理システムというところで受付の情報を入力し、それを住民記録システムで要件等の確認をしまして、区の職員に書類を受け渡すと。職員が交付決定通知書を作成して、それを、また委託先に渡して、委託先から申請者に通知を送るというような内容となっております。

続きまして、16ページをご覧ください。N o . 5の案件、「おくやみ相談窓口に係る業務委託について」です。

こちらは、目的をご覧くださいまして、家族等が亡くなった際に、遺族が行う様々な手続について案内するという相談窓口を業務委託で実施するという内容となっております。こちらについては、ページでいいますと17ページ、横版の資料に個人情報の流れでございます。ご覧ください。

まず、左上の対象者の方が電話で予約をいたします。戸籍住民課の中に委託先がございますけれども、こちらで遺族の氏名、連絡先等を記録しまして、相談窓口で手続の確認をいたします。また、故人に対して発行していた資格証等を持参した場合は、こちらで返納を受け付けまして、各資格証を引き渡すという形になってございます。必要に応じて各課で対象者が申請手続きをしていただくという流れとなっております。

続きまして、18ページをご覧ください。No. 6の案件です。「障害者地域生活支援体制事業に係る業務委託について」です。

事業内容の「概要」をご覧くださいまして、区では障害者の地域生活を支援するため、関係機関が連携しまして、地域生活支援体制事業というものを実施してございます。このたび中落合一丁目に障害者グループホーム等の複合施設「滝乃川学園ともいろ」という新たな拠点が整備されたということで、そちらに業務委託を行うというものでございます。

19ページの横版の資料をご覧ください。個人情報の流れになります。

まず、左側の利用者の方が相談・利用の登録を委託事業者の窓口で行います。委託事業者で受け付けまして、利用者情報の登録をしまして、また、緊急の相談等がありましたら、事業者のはその調整を行うというものになっています。こちらの情報については、新宿区に適宜報告書を送っていただくという内容となっております。

続きまして、20ページ、No. 7になります。「地方公共団体情報システム標準化に対応した介護保険システムへの移行等について」でございます。こちらも以前からの報告のときにご説明していた内容ですけれども、今、国全体としてシステムの標準化が進んでいるということで、介護保険システムをこの標準準拠システムといったものに合わせた仕様のものに今移行するという作業を行うものと、こちらについてはガバメントクラウドを利用することになってございますので、そちらに構築するものとなっております。

個人情報の流れが22ページをご覧くださいと思います。こちらは、申請者の方が新宿区に様々な申請等を行いまして、新宿区は右側にあります赤い点線に囲われたガバメントクラウドの中で様々な手続等を行うというところで、赤い点線の枠が今回の付議案件となっております。

続きまして、24ページになります。「マイナポータルぴったり電子申請サービスの利用に係る外部結合について」ということで、こちら先ほどお話したL o G oフォームのような形で、マイナポータルを使った電子申請サービスを実施してございます。こちらについて、新たな手続の追加の案件でございます。

25ページに個人情報の流れが出ておりまして、こちらは区民の方が国のシステムであります地方公共団体情報システム機構（J-LIS）のつくったマイナポータルぴったりサービスを通じて新宿区のほうに手続を申請するという流れでございます。

26ページをご覧くださいますと、実際に追加された手続ということで5つの手続、介護保険関係の手続が、法令によって追加されました。

続きまして、27ページご覧いただきまして、No. 9の案件ですけれども、「平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応に係る保護費等の追加給付事務に係るシステムの構築等について」でございます。

こちら目的をご覧くださいまして、生活保護基準の引下げ処分の取消訴訟に係る昨年6月27日の最高裁判決において、保護変更決定処分を取り消したことを踏まえまして、平成25年8月以降、生活保護費等に対する給付を受給していた方に対して保護費の追加給付を行うことを目的としています。

事業内容の2番の「給付方法」ということで、現在、区の生活保護を受給されている方については、口座が分かっているので基本的にはプッシュ型、(2)ですけれども、既に生活保護を廃止になっている世帯の方については申請型で給付をするという内容となっております。

29ページ、30ページに個人情報の流れがございます。

29ページをご覧くださいまして、こちらがプッシュ型の個人情報の流れになります。まず、左側の新宿区の生活保護システムから対象者のデータを抽出いたしまして、そこから、給付管理システム用専用端末に保存します。そうしますと、委託事業者にデータが連携されますので、委託事業者で印刷、周知のチラシであったりとか、決定の通知を作成して、また、そちらのデータを再委託事業者に渡して、決定通知の印刷、封入封緘を行い、発送を対象者の方に行います。給付金については、新宿区から給付がされるものとなっています。

続きまして、30ページが申請型になります。左側の新宿区のところをご覧くださいまして、まずシステムから対象者データを①で抽出しまして、そのデータを専用端末に保存をすると、委託事業者に連携されます。委託事業者は申請したいと申出があった場合、対象者のデータを確認して、申請書を送付いたします。対象の方から書類の返送を受けまして、その情報を取り込む形になるのですけれども、そこでまた新宿区で支給データを抽出しまして、システムに連携しまして、委託事業者で最後、支給データを確認して印刷のデータを作成いたします。そのデータを再委託事業者に渡して、再委託事業者が印刷・封入封緘、発送をするという流れとなっております。そして、給付金が生産区から給付されるという内容となっております。

続きまして、31ページをご覧くださいまして、10個目の案件ですけれども、「地方公共団体情報システム標準化に対応した生活保護システムへの移行等について」でございます。

先ほど介護保険システムのところでご説明した内容に近いものなのですけれども、事業内容の「概要」ですが、生活保護システムについては、標準準拠のシステムに移行を予定してございます。

2段落目、「その後」というところなのですけれども、社会状況の変化等々を踏まえて、開発リソースが分散、またIT人材の需要というものが非常に今、高まっていて、委託事業者のみで作業することが困難になったということで、一部を再委託するという内容となっております。移行時期についても、令和8年7月に延長するという内容です。

個人情報の流れが、1枚おめくりいただいた33ページにございますけれども、今回、右側の赤い点線枠の中に、再委託事業者が入っておりまして、こちらが共同で作業を行うという内容となっております。

数ページおめくりいただきまして、36ページをご覧ください。No. 11の案件で「乳児等通園支援事業に係る総合支援システムへの結合について」というものでございます。

事業内容の「概要」ですけれども、子ども・子育て支援法の改正によって、乳児等通園支援事業が市町村の認可事業として位置づけられるということで、新たに開始するものです。こちらについて新宿区でも実施するというので、国のシステムと結合して、業務を行っていくものとなっています。

37ページをご覧くださいまして、個人情報の流れですけれども、まず左側の利用者の方がL o G oフォーム等を通じて利用者認定申請を新宿区にまず行います。右側、緑の新宿区で資格の情報を確認しまして、真ん中のこども家庭庁の総合支援システムでアカウントの発行を行います。そうしますと、こども家庭庁のそのシステムから利用者にアカウントの通知が届きまして、利用者の方はこのシステムを通じて、各運営事業者、保育の施設等に面談等の申込みをします。面談の承認後及び、実際のサービス利用後には行動記録の確認等が行えるという内容となっております。

続きまして、38ページをご覧くださいまして、「5歳児健康診査の実施に伴う健康管理システムの改修等について」です。

事業内容の「概要」ですけれども、区のほうでは、ガバメントクラウド上に健康管理システムを構築してございます。

2段落目のところで、令和5年度以降、乳幼児の健康診査、5歳児健診が「母子保健衛生費」

の一事業として位置づけられたということで、最後の段落です。「区では」というところですが、支援体制の強化を図るため5歳児健診についても、この健康管理システムで情報を一元化して実施をしていくということが書いてございます。

39ページをご覧くださいまして、個人情報の流れになりますが、こちらについては、過去に諮ったものとなっているのですけれども、区の各保健センターがこのガバメントクラウド上に構築された健康管理システムを使って、様々な健診の情報を照会・入力していきますけれども、こちらに5歳児健診の情報が追加されるものとなってございます。

続きまして、42ページをご覧ください。「乳幼児健康診査等の結果入力に係る健康管理システムの改修等について」でございます。

こちら、先ほどご説明した健康管理システムの改修というもののなのですが、事業内容の「概要」をご覧くださいまして、1段落目です。乳幼児健診で使用する紙の帳票については、これまで保健情報システムに、データの取り込み機能というのが実装されていなかったもので、RPAというものをを用いてシステム入力していた形になります。こちらが令和7年1月に導入した標準化後の健康管理システムを使うと、インポートの機能が実装されているということで、CSVファイルを取り込むための機能を新たに追加するものとなってございます。

個人情報の流れが44ページでございますけれども、こちら先ほどご覧いただいたものとほぼ一緒になるのですけれども、⑤の赤字になっているところです。インポート機能を利用して自動で入力されるという改修が行われるものとなってございます。

続きまして、45ページになりますが、「(仮称)適正管理制度オンラインシステムとの外部結合について」でございます。

事業内容の「概要」をご覧くださいまして、環境確保条例第110条に基づく適正管理化学物質の使用量の報告についてということで、現在、区は事業者の方から書面で報告を受けています。具体的に言いますと、この適正管理制度というのが、例えばクリーニング事業者さんなど化学物質の入っている薬剤等を使用するときに、報告をするものですけれども、このたび、東京都で適正管理制度のオンラインシステムが導入されたということで、これを使って報告をしていただくように変わるというものとなってございます。

46ページはオンライン申請、47ページは紙の申請の個人情報の流れとなっております。

46ページをご覧くださいまして、左が事業者です。事業者の方が東京都のサイトに入っていて、新宿区に報告をしてもらうという流れとなっております。区と事業者で適宜このシステムを通じて修正等を行って、報告が終わったら完了の連絡をしてもらうという内容と

なっております。

続きまして、47ページが個人情報の流れとなっております。こちらは紙で受け付ける場合です。こちらは事業者の方が新宿区に紙で提出していただいたものを、区がこの適正管理オンラインシステムに随時入力して対応するという内容となっております。

48ページをご覧いただきまして、「中間ファイル作成及び台帳登録閲覧システムへのデータ移行業務に係る外部結合等について」ということで、No. 15の案件となっております。

こちらは建築関係の建築指導課という部署の案件ですけれども、建築台帳データを一般財団法人建築行政情報センターが提供している台帳登録閲覧システム（ICBA）へ移行するために、中間ファイルの作成と台帳登録の閲覧システムに投入するために必要な作業を行います。

49ページをご覧いただきまして、個人情報の流れですけれども、まず新宿区、左上のところですが、建築台帳データを抽出しまして、クラウドストレージサービスを通じて委託事業者へ中間ファイルの作成をお願いし、その情報を提供して戻してもらうという形になります。こちらについて検収等を行った後に中間ファイルをこのICBAに投入して反映されると。そうしますと、LGWAN回線を活用して、そのシステムを閲覧できるという内容となっております。

続きまして、50ページをご覧ください。No. 16の案件ですけれども、「マルチベンダ保守に係る外部結合等について」でございます。

事業内容の「概要」ですけれども、区ではIT関連業務について、事業者へ業務を委託することで、機器障害対応、また、問い合わせ対応等の迅速化を図っております。現在は、ベンダーの保守要員が、問い合わせ内容等をイントラパソコンのExcelへ記録しておりまして、情報共有を図っておりますけれども、令和8年度以降は、効率的に進めていくために事業者が導入するヘルプデスクシステムへの利用を開始するというものです。

51ページをご覧いただきまして、個人情報の流れですけれども、新宿区の情報戦略課で委託事業者へ職員の情報を提供しますと、委託事業者が年1回、このクラウドサービスのヘルプデスクシステムのセットアップしまして、区の職員からの問い合わせをこのシステムのほうに入力すると。そうしますと、様々な相談の傾向などの把握が容易になるということで、効率化を図っていくものとなっております。

続きまして、52ページですけれども17番目の案件です。「新宿区立新宿スポーツセンターにおける指定管理者制度の導入について」ということで、情報項目の変更になります。

事業内容の「概要」をご覧いただきまして、新宿区のスポーツセンターでは指定管理者が

様々なプログラム等を実施してございますけれども、2段落目です。そのうちプール教室については、開催月の前月15日まで参加料金の受領をしておりますが、今年の2月、プールの昇温設備が故障しまして利用を休止することになりました。これに伴って料金の返金を行うことになるのですが、こちらを適切に行うため、銀行口座情報を収集して返金の手続を実施するというものでございます。

個人情報の流れが、次の53ページにございますが、まず、対象の方に対して、右側の指定管理者からメールで返金の案内を送ります。対象の方は参加料金の返金申請を、L o G o フォームを通じて行いまして、指定管理者がその情報を基に、真ん中、B i z ステーションというインターネットバンキングを通じて参加料金の返金を行うものとなっております。こちらについては以上となります。

続きまして、54ページをご覧ください。18番ですけれども、「災害時要援護者名簿システムの改修等について」ということです。

事業内容の「概要」ですけれども、区では、災害時の避難で支援が必要な方を把握するため、災害時要援護者名簿というものをつくっていて、こちらは申出書を徴収して、要援護者名簿を作成しています。その情報は、区内の消防署、警察等々にも配布しているものですが、今回、区における高齢者総合相談センターにも名簿の配布先を加えるて安否確認を実施するというものと、一部システムの改修等が行われるという案件でございます。

55ページをご覧ください。個人情報の流れですけれども、大まかな流れ等々は変わらないのですが、真ん中の緑色の四角の中になるのですが、消防署とか警察署、民生委員・児童委員という名簿の配布先の中に、高齢者総合相談センターが加わったというものとなっております。

続きまして、57ページをご覧ください。19番目の案件で、「保育施設等職員への専門研修に係る外部結合等について」でございます。

事業内容の「概要」ですけれども、現在、区内の保育施設を対象に区が研修を行っておりますが、研修を事業者へ委託するというものとなっております。

58ページをご覧いただきまして、個人情報の流れですけれども、まず真ん中の緑色の委託事業者が、研修を希望する方に研修の実施通知を送ります。そちらについてWEBで申請をしていただきまして、その情報を委託事業者で一覧にまとめます。新宿区にはクラウドストレージサービスを使って情報をアップロードして提供していただく形になります。その後、研修を実施いたしまして、その報告書をまた委託事業者へ提出してもらい、委託事業者でそれを取り

まとめて、新宿区に提出するという内容となっております。

続きまして、59ページ、ご覧いただきまして、「特定健康診査受診者に対する保健指導及び利用勧奨業務等の外部結合等について」です。

事業内容の「概要」についてでございますけれども、こちらも情報項目の追加と委託内容の追加でございます。まず、事業内容の「概要」のところは、これまで特定健診の結果、生活習慣病の発症リスクの高い方に保健指導を実施してきていると。1の下から2段落目です。「この度」と書いてあるところで、今回、L G W A N回線による受渡しの方法を追加するというと、自治体間で使われる回線を使ってセキュリティ対策の向上を図るということと、効果測定及び医療費分析も業務委託に追加するというのが内容となっております。

個人情報の流れが1枚おめくりいただいて61ページになります。赤字のところが今回の付議事項ということで、新宿区と委託先、こちらの間でL G W A N回線を使った情報のやり取りが追加されていて、委託先のところでレセプト情報に基づいた効果測定や医療費分析も追加となっております。

続きまして、数ページおめくりいただきまして、68ページになります。こちら「特定健康診査受診者の糖尿病性腎症等重症化予防事業における保健指導等業務及び医療機関未受診者への受診勧奨業務について」ですけれども、糖尿病性腎症等重症化予防事業の一環として、こちらも先ほどと同様に、様々な保健指導をこれまで実施をしまいいりましたけれども、下から最後の段落です。このたび、医療機関の未受診者で基準値を超える方に対しても新たな保健指導を実施するというと、対象者が追加されるということと、効果測定と医療費分析が業務内容に追加されるというものでございます。

個人情報の流れが70ページになりまして、70ページをご覧いただきますと、対象者データというところに、未受診者が赤くなっておりますので、こちらが追加されたのと、医療費分析等が行われるというのが委託先の11番に書いているということで、こちらが追加となっているものでございます。

77ページまで移りまして、No. 22番の案件です。「とうきょう健康応援事業に係る健康ポイント事業の審査業務委託について」でございます。

事業内容の「概要」ですけれども、区では、平成30年度から健康ポイント事業というものを実施してございます。2段落目です。東京都で、自治体の健康ポイント事業に参加すると、東京ポイントが付与されるという事業が立ち上がったということで、都の提供するインセンティブを区の事業の利用者が受けることができるようになったというものです。こちらについて、

令和８年度以降、申請数が増えるということで、こちらの健康ポイント事業全体を運営する事業者には都の審査業務の委託を追加で行うというものです。

７８ページをご覧ください。東京都の健康事業に関する個人情報の流れですけれども、左側の対象者の方がアプリでアカウントを登録しまして、東京都に付与の申請をします。事業者は都に申請内容を確認し、その後、新宿区の健康アプリとの登録内容の突合をしまして、審査をして、それで東京都のシステムに入力をして承認の通知が送られるものとなってございます。新宿区としましては、その対象者のリストを提出してもらうものとなってございます。

７９ページをご覧ください。「狂犬病予防注射済票及び鑑札交付申請のオンライン化及び発送業務に係る外部結合等について」となってございます。

事業内容の「概要」ですけれども、区では、これまで狂犬病予防の注射済票と鑑札の交付・再交付を衛生課、また特別出張所の窓口のみで受け付けていたところですが、業務の効率化を図るため、電子申請を導入することと封入封緘、配送業務を委託するものとなってございます。

８０ページをご覧くださいまして、左側の申請者が、注射済票と鑑札発送の申請をＬｏＧｏフォームで行いますと、新宿区で内容を確認し、金額を決定して入金をしてもらいます。そこからクラウドストレージサービスを通じまして委託先に情報をお送りしまして、ラベルの作成、及び封入封緘、発送までしていただきます。そうすると、注射済票と鑑札が申請者に発送されます。配送の情報を新宿区にまたＢＯＸを通じてアップロード、ダウンロードして新宿区で畜犬登録台帳に入力するというスキームとなってございます。

次に、８１ページですけれども、「マンション管理に係る実態調査業務の委託について」で、事業運営の「概要」ですけれども、区内のマンションを対象に建物の維持管理などの現状を把握するため、実態調査の業務を委託するというので、付議内容としましては、マンション台帳の作成や調査票の作成、また、結果の集計、分析となってございます。

８２ページをご覧くださいまして、個人情報の流れですけれども、新宿区からマンションデータベースと、また過去の調査に基づくデータ等々の情報を委託先に送ります。委託先でまた調査案件の確定と調査票を作成しまして、対象者へ郵送します。対象の方から調査結果が提出されまして、そちらを基に報告書を作成しまして、新宿区に報告書を送付していただくという流れとなっております。

次に、８３ページですが、「マンション管理状況届出制度に係る調査業務の委託について」でございます。

事業内容の「概要」ですけれども、都の「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」に基づいて、昭和58年に区分所有法の改正前に建築されたマンションのうち、一定規模のマンションを対象としまして、「マンション管理状況届出制度」というものが開始されています。区では、この届出の受理の事務処理を行って、情報の管理を行っており、過去に管理不全の疑いのあるマンションに対して調査を実施していますけれども、今回、管理不全に追加して、管理状況の届出がないマンションについても実態調査を行って、管理状況の届出を促すとともに助言を実施するという内容で、こちらについて調査を業務委託するものとなっております。

個人情報の流れは85ページをご覧くださいまして、こちらも過去に付議をしたところではあるのですが、新宿区のマンション管理状況届出システムの中が赤字になっていますけれども、「正当な理由なく管理状況の届出がないマンション」の情報を委託事業者に渡して、こちらの実態調査等々を行っていただくという内容となっております。

続きまして、86ページをご覧ください。「新宿区立住宅管理に係る業務の委託について」でございます。

事業内容の「概要」をご覧ください。区立住宅の維持管理については、区で現在担当しているのですが、実は、その一方で修繕や空き家の修繕、また区役所閉庁時のコールセンター対応、これについては業務を委託しており、委託事業者と区の2つの分担業務により、入居者が混乱することがありました。そのため、入居者の管理であったりとか、建物の維持管理を一体的に委託事業者任せすることで、区民サービスの向上を図るものとなっております。

こちらについて、個人情報の流れが88ページにございます。ちょっと細かくなってしまうので割愛させていただきますけれども、これまで区で行っていた申込の受付、また抽せん等々の事務を委託事業者に行っていただくという内容となっております。適宜新宿区でも確認するものとなっています。また、左下ですけれども、入居や修繕の相談等の対応であったりとか、時間外の修繕コールセンター等々も委託事業者で実施する案件となっております。

次に、No. 27の、89ページをご覧くださいまして、「朝の子どもの居場所づくり事業に係る業務の委託について」になります。

事業内容の「概要」ですけれども、保護者の就労により、登校時間前に通学して校門前に待機する児童に対して安全な居場所を提供するため、今年の4月から4校で朝の子どもの居場所づくり事業というものを試行実施して、7時半からこどもの見守りを行っています。

次の90ページをご覧くださいまして、まず左側の保護者ですけれども、利用希望の方が

L o G o フォームを通じて新宿区に申請をしていただきます。新宿区では、リスト、また出席の確認票を作成しまして、こちらを各学校に送ります。学校でそのリスト等を確認しまして居場所づくり事業を実施いたしまして、その出席の確認票が新宿区に提供されるという形になります。

次に、91ページをご覧ください。『『よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート実施業務委託』におけるWEBQUの導入に係る外部結合等について』でございます。

事業内容の「概要」ですけれども、現在、区では学校生活での不適応やいじめの可能性が高い児童等々を早期発見することなどを目的にしまして、hyper-QUというアンケートを活用しています。こちらについて、タブレットでアンケートが実施できるWEBQUの活用を今回新たに行うものとなっております。

92ページですけれども、個人情報の流れでございますが、対象の児童は新宿区で既に配付しているタブレットを利用してユーザー登録をしましてアンケートに回答をします。その結果の反映をしまして、教職員がその結果を確認することができるものとなっております。

29番目の案件が93ページです。「デジタル採点システムの導入に係る外部結合について」です。現在、中学校の定期試験は紙で解答して教員が手作業で採点して集計を行っているのですが、今回、4月からクラウド型のデジタル採点システムを導入することで、同一設問をまとめて採点できたりと、かなり効率的なものが見込めるということで、今回デジタル採点システムが導入されます。

94ページをご覧くださいまして、左側の区立中学校の教育委員会が、テスト用紙のスキャンをしまして、教員のユーザーアカウント、生徒の名簿等々を登録しまして、テスト用紙のデータ登録、また、登録後に補助機能を用いて採点をしまして、自動集計等のデータのダウンロードほか最終的な結果が出てきます。また、学校別の利用状況等が教育委員会でも確認ができるものとなっております。テストについては、紙での返却が行われると聞いてございます。

95ページ、ご覧いただきまして、「PTA研修会等委託事業に係る業務委託について」でございます。

事業内容の「概要」でございますけれども、教育委員会ではPTAの活動充実等を目指し、様々な研修会等を実施してございますけれども、こちらについて、専門家の常態化等が生じているところから、PTAからの申込みの受付等、講師の決定から、動画の編集等まで全て委託で行うというものでございます。

96ページをご覧くださいまして、左側の対象者、PTAの方が事業者へ専門家派遣事業の

実施の申込をしまして、委託事業者で日程調整をしまして、講座を実施します。実施後、区に報告をしていただくという内容となっております。

大変長くなりましたが、これでようやく半分弱というところにはなるのですけれども、一旦ここで切らせていただきまして、ご質問等ありましたらお受けできればと思います。よろしくお願いいたします。

【会 長】ご意見、ご質問等はございませんか。

【栗原委員】ありがとうございます。1点、私のほうから確認させていただきたいことがございまして、案件3つ目、No. 3、自衛隊募集の事務に関しまして、これは直接の個人情報の取扱いのセキュリティの話ではないのですけれども、ネット上で拝見したところ、ブログのほうで弁護士の方から本件について、申出書というか、賛同がありましたということで陳述書を出した事例があるということを拝見していたのですけれども、このあたり新宿区としてはどのような形で捉えて、どのように対応されるのか、もし見解があればお伺いできればなと思っております。

【区政情報課長】ご質問ありがとうございます。今回のこの自衛隊の募集事業について、今、全国でいうと大体3分の2ぐらいの自治体が、様々な方法を使って自衛隊への情報提供を行っています。そうした中でいろいろな学説等々で、また裁判等も少し起こっているといったところは承知しているところです。

今回の自衛隊の募集事務については、もともとは法定受託事務ということで、区のほうでも法的にはしっかり整備されて実施をするということも決まっているので、また、これは法令で決まっているものですので、個人情報の提供というのは、本人同意がもともと要らないものということで整理をしています。

そうした中で、区としても今回、宛名ラベルを提供するというやり方と、あと、除外の申出を受けて、情報を送ってもらいたくない方に対しては情報を送らないという、俗にいうオプトアウトというやり方で実施をするということで、法令で決まっているので、本来この管理運営会議にかけなくてもいい案件なのですけれども、一応念のためということで、管理運営会議のほうに付議をさせていただいて、適正に自衛隊のほうにも取り扱ってもらうといったところを確認したところになります。

【栗原委員】ありがとうございます。この件について、何か区民の方であったりとか、そういった方からご要望というか、そういったところは特に新宿区のほうに入っていないという認識で間違いないでしょうか。

【区政情報課長】こちらに関しての要望という、区議会のほうに陳情が出ているというお話は聞いています。地域コミュニティ課という部署が情報提供しているので、そちらのほうで対応されているというところでは聞いているところでございます。

【栗原委員】ありがとうございます。私からは以上になります。

【会 長】ほかにはいかがでしょう。

【香川委員】今、話題になった3番の件で、質問というか確認なのですが、宛名ラベルの提供をされているということですが、開示される情報というのは郵便番号、住所、お名前というところで、性別とかも分かるようなものなのでしょう。

【区政情報課長】今、香川委員からご質問いただいた件なのですが、おっしゃるとおり、今回、宛名ラベルで提供するという形で対応しますので、性別については分からない状態となっています。

これなのですけれども、今回宛名ラベルで提供する以前も、もちろん情報提供というのは個別に行われていたということで、自衛隊の方が、住民基本台帳法に基づいて、それを見に来てそれを個別にメモをして、自衛隊のほうに持って帰って募集をかけるというやり方をしていました。そのときに提供していた「情報項目」というと基本情報4情報といわれる住所とお名前とあと性別、生年月日。そういった4情報を提供していたのですけれども、今回、宛名ラベルになったので、逆に提供する情報が少なくなったと。2情報になったということで、区としても逆に個人情報を提供する量が少なくなったというところは評価できるのかなと認識しているところでございます。

【香川委員】ありがとうございます。そうすると、年齢のところとか、生年月日のところも落ちる形になったという感じになりますか。

【区政情報課長】そうですね。

【香川委員】もう1点、質問というか。今、ご報告いただいた1番から30番なのですが、もおおむね、例えば都の条例に基づくもの、23区共通の項目がほとんどかと思うのですが、この1から30の中で、他の23区と共通ではなくて、新宿区固有のものというのはあるのでしょうか。1から30まではないという考えでよろしいですか。

【区政情報課長】他の自治体でまだ取り組まれていないものというのは、恐らくあるのかなと思っています。例えばなのですけれども、23番の狂犬病の予防注射の済票、これを外部結合ということでオンライン対応した、電子対応したというのは、恐らく自治体によってはまだ紙の申請書を自治体のほうに提出してもらって済票を送るという感じでやっているのですけれども

も、今回これをオンライン対応したというのは区独自の取組になるのかなと思います。

そのほか、下のマンション管理の実態調査であったりとか、こういった届出制度の業務委託については、こちらも恐らく区独自でやっている部分はあるのかなと思いますので、他自治体とは、もちろん歩調を合わせているようなところはあるんですけども、独自のものもあったりというところでございます。

【香川委員】ありがとうございました。

【高木委員】高木です。皆さん、3番に質問を集中されていると思うのですが、私もちょっと3番のところで申し訳ないのですが、13ページにある流れの表です。その中に、対象者と新宿区を結ぶ理由の一番下のところ、除外決定通知という通知書を出すとなっていますけれども、この除外を決定するというのは、区のほうなのでしょう、それとも本人が申請したときに除外を言ってしまって、それが決まりましたと。区として最後、認めて決定しましたという通知を出すという、そういう流れですか。確認です。

【区政情報課長】今、高木委員ご指摘のとおり、基本的に出していただいたら、全ての方が、除外が決定されるということで、確認の意味を含めての決定の通知になるのかなと認識してございます。

【高木委員】分かりました。ありがとうございます。

【伊藤委員】区民委員の伊藤です。よろしくお願いします。

今回、先ほどご説明いただいた30件につきましては、まとめた紙を見ますと、付議日が、2月12日が一番早くて、最後が3月26日ということで、昨年度中に保護管理運営会議で承認された案件ということだったと思います。そこで分けたのだらうと思うのですが、それから、今日まで大体4か月ぐらいたっております。

確かに今、説明の文書の中にまだ始まっていないと。実際の運用は7月からだといって書いてあったのが1、2件あったように思います。それから、他方、スポーツセンターのほうは、承認を受けずにもう始めてしまう、見切り発車したということもあるということで、それは、事情が事情なのではないかと私自身は思うのですが、では、残りの二十数件につきましては、既に承認からもう4か月たっています。その事業はもう既にしっかりと運用が開始されているという理解でよろしいのでしょうか。あるいは、承認は受けたけれどもまだごちゃごちゃしていて、まだ7月になるのか8月になるのか、もしかしたら1年後になるのかなんていってしまうような、案件数も多いですし、準備がまだ整っていないくて、承認だけ先に取り付けてしまおうというような案件も含まれているのでしょうか。

その辺はちょっと微妙な問題もあるので、言えなければしょうがないので、ありましたら「ないです」ぐらいでも構わないのですけれども。

【区政情報課長】今、伊藤委員にご指摘いただいたような、4月以降適切にやっているものもあれば、まだできていないものもあるかどうかというようなご質問であるかなと思うんですけども、基本的に、やはりこの2月、3月に付議をしたものというのは、恐らくほとんどがやはり4月から始まるような事業が非常に多いということで、管理運営会議にかけていただくタイミングというのは、事業の内容がしっかり固まって、やはりそうでないと個人情報の流れであったりとか、そういったところも決め切れないところがありますので、かなり確実性の高いものが付議されているということで適切に始まっているものもあると思っております。

一方で、もともと予定が7月ぐらいに始まるものの中にはあったり、実際はシステムの改修であったりというのは早めに分かった段階でかけているというケースもあったりするので、まだ始まっていないものも恐らくはあるかと思うのですけれども、本来はこの管理運営会議に上げる時点では、ほとんど固まっているものになっていると思います。

この後にまた4月以降の案件の質問で出てくるのですけれども、実は同じような案件が出てきて、既に3月で諮ったところから変更があったものみたいなものも実はこの中にありまして、またやはり当初かけていたものの事情が変わって変更になったものなどについては、再度管理運営会議に付議して、了承を受けて事業を実施するというのでやっておりますので、基本的には適切にできているものと認識してございます。

【伊藤委員】ありがとうございます。

【会 長】よろしいですか。

ほかに意見がないようでしたら、本件については了承ということで決したいと思います。

【区政情報課長】それでは、これから31件目からまた説明をさせていただきます。

97ページになります。97ページから31件目の案件になります。「外部評価委員会等及び基本構想審議会等におけるテープ反訳業務の外部結合等について」でございます。

事業内容の「概要」をご覧くださいまして、区では、各種様々な会議の記録をホームページ等で公開しておりますが、外部評価委員会に加えて、令和8年度、今年度から新たな基本構想の策定にあたり、区内10か所で地域説明会を開催しています。

こちらの音声反訳について、クラウドストレージサービスを利用して、業務の効率化を図っていくものでございます。

98ページをご覧くださいまして、個人情報の流れがございすけれども、新宿区で会議の

音声データをとります。それをBOX、クラウドストレージサービスを活用しまして委託先に送り、委託先でダウンロード、またデータができましたらアップロードしてもらって、新宿区で会議録を確認できるというような内容となっております。

次に、99ページをご覧ください。No. 32になります。「国民健康保険料に係る東京出入国在留管理局への滞納者情報の外部提供について」でございます。

事業内容の「概要」ですけれども、区では、外国人被保険者に保険制度の周知を徹底して、納付を促すことが収納率の向上につながると考えており、これまで多言語対応可能な人材の配置であったりとか、出入国管理局への居住実態調査等も行っていると。このたび令和8年度から対象者について出入国管理局への情報提供をいたしまして、在留資格の変更、更新の際に保険料の納付証明の提出を求める協力要請制度を実施いたします。

区においては、こういったところと連携することで、滞納の解消につなげることが一定程度可能になり、また、出入国管理局は、ガイドラインで保険料の未納については、審査上判断要素を考慮するとされておりますので、在留資格の適正化が可能となるということで、こういった事情から外部提供を行うという内容となっております。

100ページをご覧くださいまして、個人情報の流れでございますが、単純なものですけれども、新宿区で情報を抽出しまして、対象者の情報を出入国管理局に提供します。疑義照会等々を行って、出入国管理局では変更・更新の際に納付証明書の提出を求めるというもので、対象者が納付を行った場合は、その情報が提供されるという内容となっております。

次、101ページ、No. 33ですけれども、「新宿区納付案内センター運營業務の委託について」でございますけれども、滞納対策課では税の滞納者、国民健康保険料の滞納世帯に対する納付案内等々が行われておりまして、こちらを委託することで収納率の向上、また事務の効率化も図っています。こちら、国のシステム標準化に対応したというところになるんですけれども、そうしますと、国民健康保険料の資格情報が税務システムに連携されていないシステムになっているので、税務システムにおいて国民健康保険料の情報が閲覧できなくなるということで業務に支障が生じているので、業者が使用するシステムとして国民健康保険料のシステムを追加することで、国民健康保険料資格情報が閲覧できるようにするものとなっております。

102ページに個人情報の流れが出てございますけれども、こちらも過去に付議した内容になっているのですが、新宿区の滞納対策課で、委託先はこれまで税務システムの閲覧をしておりましたが、国民健康保険システムの検索・閲覧もできるようになるという内容となっております。

います。

続きまして、104ページをご覧ください。「新宿区防犯機器等購入緊急補助事業に係るシステムの構築等について（委託内容の追加）」でございますけれども、事業内容の「概要」ですが、こちらは昨年度、既にお諮りした内容に変更があったものですが、昨今は闇バイトに関係する強盗事件等が起こっておりまして、区民の体感治安が悪化していると。こういったことで、昨年度から新宿区防犯機器等購入緊急補助事業を実施してございます。この委託について、去年から開始しているのですけれども、今年に入って過去に補助金の交付を受けている区民を対象外とする必要があるので、重複した交付を避けるために委託事業者が過去の交付実績を確認するものとなってございます。

105ページをご覧くださいまして、委託事業者の赤い点線の箇所が変更になったところですが、申請者情報と過年度の交付決定者の重複確認が、新たな委託事業者への委託内容となってございます。

続きまして、106ページをご覧ください。「低所得世帯・生活保護受給世帯に対するエアコン購入費助成事業に係る外部結合等について」です。

事業内容の「概要」ですが、区内の低所得者世帯と、また生活保護受給世帯の熱中症対策強化のため、エアコン購入費の助成をしております。申請の申出があった場合、区は要件を確認するとともに、現地調査を実施した上で補助金の交付を行っています。区は、本事業の円滑な実施を図るため、電話対応、また申請の受付など、様々な業務を委託します。

個人情報の流れが108ページをご覧ください。まず、左側の対象者ですが、対象の方が問合せ、また申請情報等の要件の確認を委託事業者にしていただきます。委託事業者が聞き取り内容を記録しまして、区にBOXを通じて照会を行います。区で照会した結果、問題がなければ委託事業者に回答をしまして、委託事業者は、訪問調査の日程調整を行います。その後、再委託事業者が訪問調査を実施しまして、その場で申請書を提出していただき、申請書を受け付けて委託先でその情報をまた新宿区に提供します。新宿区のほうで交付の決定を行い、交付の決定通知を委託先がご本人の申請者に送ると。その後、請求書を提出してもらって、その請求書を基に委託先から区に情報が届きまして、交付額の確定が行われまして、補助金が支給されるという流れとなっております。

続きまして、109ページ、36件目の案件ですが、令和7年度税制改正に伴う介護保険システムの改修等について」でございますが、事業内容の「概要」の2段落目です、「このたび」以降ですが、令和7年度税制改正において、給与所得控除について最低保

証金額を55万円から65万円に10万円引き上げる見直しが税制改正で行われました。この見直しに伴って、一部の被保険者の保険料段階に変更が生じるということで、保険料の収入の額が減少する可能性がある。令和8年度の保険料に限って、その見直しによる影響を遮断するため、政令によって改正が行われたということで、その改正に伴うシステム改修を行います。

111ページをご覧くださいまして、真ん中ですがけれども、委託事業者は区の本庁舎の中で作業をするのですが、みなし課税の判定機能の追加であったりとか、様々な機能追加のための改修を行うという内容となっております。

少しページ飛びまして119ページをご覧ください。37番の案件です。「延長保育料等におけるコンビニ収納等の導入について」です。

事業内容の「概要」ですがけれども、現在、延長保育料や様々な保育料については、保育課または出張所で、口座振替等で納付をしていただいておりますけれども、これにコンビニ及び電子マネーでの納付の導入を行うことで、区民の利便性の向上を図るものです。

120ページをご覧くださいまして、個人情報の流れをご覧ください。

新宿区から、まず、納付書をお送りしますけれども、左側の納付義務者が、コンビニ収納と電子マネー、どちらでも選択できるということで、コンビニ収納の場合はコンビニに納付書を持っていってお支払いをします。また、電子マネーについては、スマートフォンでバーコードの情報を読み取ってお支払いします。それが収納サービス提供事業者である、NTTデータのサービスのところに最終的につながりまして、新宿区に収納データが届くという内容となっております。

121ページ、ご覧くださいまして38番になります。「地方公共団体情報システム標準化に対応した子ども・子育て支援システムへの移行等について」です。

こちらも先ほど一度ご説明したシステム標準化の案件ですがけれども、こちらも法令に基づいて標準化することとガバメントクラウドを利用して構築するというもので、122ページをご覧くださいますと、個人情報の流れがございますが、赤い点線の枠です。右側のガバメントクラウド内に委託事業者が子ども・子育て支援システムを構築するという内容となっております。

126ページをご覧ください。39番目の案件ですがけれども、「国民健康保険料のeLTAX納付導入に係る共通納税IFSとの外部結合について」というものです。

事業内容の「概要」をご覧くださいまして、地方自治法の一部を改正する法律が公布されまして、公金収納事務のデジタル化が進められております。eLTAXを活用した納付を可能に

する公金を進めるよう言及されておりまして、令和5年から税務課においてもe L-Q Rを利用して納付ができるようになっていきます。こちらは国民健康保険料もこのQ Rコードを活用して納付ができるというものです。

1 2 7 ページをご覧くださいまして、新宿区から右側の地方税共同機構のe L T A Xポータルに納付書情報をアップロードします。納付書をお送りしますと、そこにe L-Q Rコードというのがついておりますので、被保険者の方はそのQ Rコードを読み込んでお金を支払うことができます。その支払った情報が、新宿区に後ほど届くというようなスキームとなってございます。

1 3 1 ページをご覧くださいまして、「後期高齢者医療保険料のe L T A X納付導入に係る共通納税I F Sとの外部結合について」でございます。こちらは国民健康保険料だけではなく、7 5歳以上の方々の後期高齢者医療保険料についてもe L-Q Rによる納付サービスが導入されるということで、内容としては一緒ですので説明は割愛させていただきます。

次、1 3 4 ページをご覧くださいまして、N o. 4 1になりますが、「保存文書等電子化委託について」でございます。

事業内容の「概要」ですけれども、土木管理課で、屋外広告物台帳、また道路の測量、こういった紙文書を保管していますけれども、空きスペースが少なくなっているため、これを電子データ化するスキャン業務を委託して、スペースの確保を図っていきます。

1 3 5 ページの個人情報の流れですけれども、左側の新宿区で、広告物の台帳等々の紙の管理をしておりますけれども、それを委託事業者にお渡ししまして、スキャンをしていただきスキャンデータをまとめてもらって、そのデータを返却していただきまして新宿区で、スキャンデータの確認をしていく、そのような内容となっております。

続きまして、1 3 6 ページでございますけれども、こちらは「L o G oフォームの利用に係る外部結合について」ということで、1 件目の案件と同様になりますが、L o G oフォームの案件で新たに追加されたものが1 3 8 ページをご覧ください。

新たな手続きとして、がん検診に係る自己負担の金額の免除の手続きがL o G oフォームでできるようになりました。

次に、1 3 9 ページ、4 3 件目の案件ですけれども、「クラウドストレージサービス（B O X）の利用に係る外部結合について」で、新たな手続きの追加の案件にはなるのですが、こちらは1 4 1 ページをご覧くださいまして、今回、総合自転車対策業務ということで、ここに取り扱う個人情報の項目が新たに追加になったということで、赤字のコールセンターの問合

せ者の氏名、住所及び電話番号をこれについてもBOXを使ってやり取りするという内容となっております。

次に、142ページをご覧くださいまして、「国外転出者向けマイナンバーカードに係るオンライン申請受付に関する外部結合について」です。

事業内容の「概要」ですけれども、国外転出者向けのマイナンバーカードの交付申請については、従来紙で受け付けておりましたけれども、オンライン申請システムの申請受付に移行するという国からの通知がありました。地方公共団体の情報システム機構J-LISのサイトにアクセスして行うことが原則ですが、窓口や郵送で申請書を区が受領した場合は、本人に代わり申請処理を行います。専用サイトについては、国が指定するサイトということで、LGWAN回線を通じてアクセスをして手続してもらうというものです。

個人情報の流れ、143ページをご覧くださいまして、オンライン申請の場合、国外転出者の方がこの右側のJ-LISのシステムに申請をしまして、申請の内容をJ-LISで確認します。新宿区に、申請者のIDの発番依頼というものがきますので、IDを発番しましてJ-LISに送信すると。そうするとマイナンバーカードが発行されまして、在外公館等本人が希望する窓口でマイナンバーカードが送られるものとなります。

次、144ページが、これは窓口対応のケースです。国外転出の方から申請があった場合、新宿区で申請書を受領しましてIDを発番し、J-LISに情報を送信すると。J-LISでマイナンバーカードが発行され、そちらを希望する窓口に送られるという内容となっております。

145ページ、ご覧くださいまして、「マイナンバーカードと在留カード等一体化に係る外部結合について」です。

事業内容の「概要」ですけれども、令和8年6月14日からマイナンバーカードと在留カードが又は特別永住者証明書を一体化することができるようになります。この申請については、出入国管理局、また区の両方でできるということで、こちらについての案件となります。

146ページでございますけれども、区の窓口で申請に来た場合です。一体化を希望する申請者がいらっしゃいましたら、新宿区で申請書を受領しまして、顔写真の撮影、また、申請書IDの発番を行いまして、それをJ-LISに情報を送ります。そうしまして、特定在留カードが発行されまして、区の窓口もしくは申請者に郵送されます。

次に、147ページをご覧くださいまして、こちらが出入国管理庁で申請をする場合ですけれども、出入国管理庁で申請があった場合、そちらで申請書を受領しまして写真を撮影すると。

その後、新宿区にIDの発番依頼が出入国管理庁からございますので、新宿区でIDを発番し、その情報がJ-LISに送られまして、J-LISから特定在留カードが郵送されるという内容となっております。

次に、148ページをご覧いただきまして、「ふるさと納税ポータルサイトサービスの導入に係る外部結合について」です。

事業内容の「概要」ですけれども、既に新宿区で、ふるさと納税ポータルサイトで様々な返礼品を掲載しておりますが、2番の運営事業者のところに、これまでふるさとチョイスや楽天ふるさと納税などが追加されていましたが、ここに株式会社一休が追加されるという内容となっております。

続きまして、151ページになります。47番目の案件ですけれども、「新宿区における住宅の耐震化の現状調査業務に係る外部結合等について」です。

事業内容の「概要」ですけれども、令和9年改定予定の耐震改修促進計画に活用するとともに、未耐震の建築物、また、耐震性能を有する建築物に関する台帳データの整備、こちらを業務委託で実施するものでございます。

152ページをご覧いただきまして、まず、左側が新宿区、右側が委託先になりますけれども、基本的にクラウドストレージサービス（BOX）を利用して情報のやり取りを行います。まず、新宿区から建築台帳データ、補助金の実績データ、こちらを委託先にお渡ししまして、委託先で地図データとその対象の情報等を照合します。未特定の情報等も新宿区にアップロードをしていただきまして、未特定の情報も新宿区で特定します。そのほか、地籍図データ、また登記簿データをアップロードしまして、委託先で地図データ、さらに地籍図データ、また登記簿のデータを付与いたしまして、そうしますと、完成版ということで、旧耐震また新耐震、また旧耐震の非木造の住宅のデータベースができますので、こちらを新宿区に提出していただくという内容となっております。

次に、153ページをご覧いただければと思います。48番目ですけれども、「新宿ゴールデン街地区のまちづくりに係る業務委託について」でございます。

事業内容の「概要」ですけれども、新宿区のゴールデン街地区では、風情を守り、防災性を向上したまちの実現に向けた取組を行っておりまして、新たな建替えルールの検討を行っております。こちらの課題について、業務を委託しているのですけれども、より専門性が高い業者に再委託を実施するものです。

154ページをご覧いただきまして、ゴールデン街地区のまちづくりですけれども、まず、

新宿区で土地と建物登記の情報を取得しまして、こちらを委託先に提供します。委託先で土地台帳や建物台帳等の一覧を更新しまして、その一覧を再委託先に提供すると。再委託先でまちづくりルール検討の支援と検討結果を作成していただき、委託先に検討結果を確認。その内容を新宿区に提出していただくという内容となっております。

次に、155ページが「e L T A X納付導入に係る共通納税 I F S との外部結合について」でございます。

こちら先ほどご説明させていただいた内容と一緒になのですが、1「概要」の「このたび」のところですが、財務会計システム、区のシステムで出力する納付書、納入通知書についてもこのe L - Q Rの納付サービスが導入されるものでございます。

156ページに個人情報の流れがございますけれども、一緒になりますので割愛させていただきます。

次に、158ページになります。こちらは「クラウドストレージサービス（B o x）の利用に係る外部結合について」の案件でございます。今回追加されるものが160ページをご覧くださいまして、区立住宅の維持管理業務になります。こちらがB O Xを通じて事業のやり取りをするということで、こちら先ほど説明した案件の中で区立住宅の維持管理業務がございましたけれども、当初はC D - R等でやり取りするものだったのが、B O Xを通じてのやり取りに変更するというので、新たに付議した内容となっております。

次、161ページをご覧くださいまして、「給与明細等のオンライン化に係る外部結合について」です。

「目的」をご覧くださいまして、区の職員に関係するところですが、人事課から職員に紙で配布している明細を電子化して、オンライン上で各自が閲覧できるようにすることでペーパーレス化の推進と業務の効率化等を図るものです。

162ページをご覧くださいまして、本人同意がある場合とない場合で分かれておりますが、162ページは本人同意がある場合ですが、まず、新宿区でその給与のデータ、または住民税のデータ、これを明細配信サーバーにアップロードいたします。職員でそれをダウンロードして見るようになります。

163ページで基本は一緒なのですが、本人同意がない場合について、その場合は、職員が立ち会った上で、明細を印刷して交付するという内容となっております。

次に、164ページは52番の案件ですが、「産業実態調査業務委託について」です。

事業内容の概要ですが、令和10年から19年にかけて産業振興プランというものを

策定いたします。こちらで区内の事業者の情報を把握するため、100の商店会と空き店舗のオーナーに対してアンケート調査を業務委託により実施するものでございます。

165ページをご覧くださいまして、個人情報の流れですけれども、新宿区から委託先に調査票のデータを送ります。委託先がその調査票を印刷して、商店会に調査票を送ります。商店会から回答してもらったその回答の中に、空き店舗の情報を入れていただきまして、その調査票を集計し、空き店舗の物件を把握します。そこから、不動産登記情報に基づいて、オーナーの情報を特定しまして、オーナー宛てに今度調査票を送ります。オーナーから回答をいただきまして、また必要に応じてヒアリングをします。そちらを調査票にまとめて報告していただくという内容となっております。

次に、166ページをご覧ください。「地方公共団体情報システム標準化に対応した児童手当及び児童扶養手当システムへの移行について」です。こちらはシステム標準化の案件で、今回は児童手当と児童扶養手当等のシステムの移行です。

システム標準化については、先ほど何度か説明しておりますので、細かくは割愛させていただきますが、今回は事業内容の「概要」です。太い括弧で囲われている「児童手当及び児童扶養手当システム」、これは標準準拠のシステムです。ちょっと下に行きまして、「児童育成手当、子ども医療費助成及びひとり親家庭医療費助成システム」、こちらについては、これまで標準準拠のシステムではないのですが、児童手当等と一体的に運用されてきたということで、まとめてガバメントクラウドに移行するものです。

168ページをご覧くださいまして、右側のガバメントクラウドと書いてある赤い枠の中ですけれども、5つのシステムです。委託事業者がこちらのシステムをガバメントクラウド内に構築するという案件となっております。

171ページをご覧くださいまして、「特定健康診査受診者に対する保健指導及び利用勧奨業務等について」でございます。

事業内の「概要」でございますけれども、先ほど一度説明した案件になるのですが、もともと委託事業者のみでの完結を想定していたところ、一部申請書の通知物の印刷等発送については再委託で実施するという内容で、付議をし直したという内容となっております。

個人情報の流れが173ページをご覧くださいければと思います。

こちら先ほどご説明した内容になりますけれども、真ん中の委託先のところに再委託先ということで、宛名情報等を再委託先に提供して、通知物の宛名の情報、健診情報の紙の印刷の部分と発送についてだけ再委託するという内容でございます。

併せて174ページをご覧くださいまして、「特定健康診査受診者の糖尿病性腎症等重症化予防事業における保健指導等業務及び医療機関未受診者への受診勧奨業務について」ですが、こちらも通知物の印刷と発送業務について再委託で実施するものとなっております。

175ページをご覧くださいまして、こちらが委託先のところに再委託先が入りまして、通知物の発送等が再委託先によって行われるものでございます。

最後になりました。176ページをご覧くださいまして、こちらも「eL T A X納付導入に係る共通納税 I F Sとの外部結合について」ということでe L - Q Rを使って収納ができるという案件でございます。先ほど国民健康保険や区の財務会計システムから打ち出したものについてはQ Rコードで納付ができるという説明をしましたが、今回、道路管理システムと屋外広告物管理システム、こちらで出力された納付書等についてもe L - Q Rが導入されるという内容となっております。

最後、177ページに個人情報の流れがございますけれども、こちらは割愛させていただきます。

先ほど、伊藤委員のほうからお話があったもので言いますと、一部の事業で新たに再委託が発生したりとか、そういったものについてはしっかり付議し直してということで対応してございます。

説明は以上となります。ご質問等ございましたら。

【会 長】質問があれば。

【坂下委員】ご説明ありがとうございました。

質問ではなくて、これは事前に必ず見ているので、ここで改めてお伝えしておく、外部接続については、国とか自治体がつくった、あとJ - L I Sとかがつくったシステムにつないでいるだけなので、責任は向こう側にありますから、気にしなくて大丈夫です。ただ、一つずつ組織の問題のセキュリティは新宿区側にありますので、そこはしっかりやっていただきたい、これが1つ目。

2つ目が、B O Xがたくさん出てくるようになったのですが、B O Xは利用約款が変わったと前にお伝えしたと思います。責任範囲が有限になって、漏えいが起きた場合に補償してくれるのは、直近に払った利用料の1.5か月分、100ドルのどちらか高いほうになるのです。ですから、ほとんど何もやってくれないに等しいので、個別契約をちゃんとやっているかどうか、それから、監査権があるというのは、どちらなのか。そこはちゃんと見ておいてください。あと、バックアップを、毎日の義務ではないですが、時々バックアップはと

っておく。これが2つ目。

3つ目が、新宿区のほうでしっかり見なければいけない委託のところで、アフラックは438万件漏えいしましたけれども、あれは不正アクセスなのです。アフラックって2013年にも漏えいしていて、130万件。これは委託先から漏えいしているのです。委託先というのは新宿区と一体の関係ですから、新宿区の一部門に当たるのですね。ですから、そのセキュリティ対策がちゃんとできているかどうかをしっかりと見ていただきたい。プライバシーマークとかISMSを持っていれば、2年に1回、第三者監査を受けるので何とかなるのですけれども、今回の委託で持っていない部分がありますので、そこについては持てるように頑張ってください、もしくは新宿区のほうで定期的にセキュリティをちゃんとやっているかどうか確認するとか、そういうことはやっておいていただきたいと思います。私からは以上です。

【区政情報課長】ご指摘ありがとうございます。

実は、今日この後の報告案件のところでもご説明させていただこうと思っていたのですが、新宿区のほうで入札関係に係る委託については、原則としてプライバシーマークかISMSの認証、こちらについては一応必須というような形で、今年度から対応を変えさせていただいたというところで、そういったところも新宿区のほうも委員のご指摘等踏まえて少しずつ改善しているところでございます。

【会 長】ほかにいかがですか。

【栗原委員】先ほどの委託に関する話にちょっと追加するところかなと思うのですが、先日もメールでお送りさせていただいたのですが、山形市の保有個人情報の漏えいの話で、こちらの委託業務が終了したにもかかわらず情報を委託先側で保有していたというところで漏えいが発生しているかなと思うのですが、委託管理の範囲をどこまでやられるのかというところに関して、何度かこの委員会でも議論はしていたかなと思うのですが、情報が削除されたか否かということに関しては、かなり委託業務の中でもセンシティブなところになってくるのか、あとは、昨今情報漏えいが増えているというところがございまして、そのあたり対策として検討できそうなことが、もし新宿区の中で既に議論されているものがあれば、少し伺いできればと思います。

【区政情報課長】指摘ありがとうございます。

委員から情報提供いただいたYCC情報システムの山形、そちらの事例のほうも拝見させていただいて、委託が終了した案件なのですが、個人情報の削除が適切に行われていなかったということで、やはりそういった事例というのが、何年かに1回そういったものが散見さ

れておりますので、非常に重く考えております。

新宿区としましては、まず、委託をした最中であつたりとか、いろいろなタイミングで個人情報の取扱いというのは確認してございますけれども、委託が終了して個人情報の、最後消去していただく消去の証明書というものも一応しっかり出していただくということで、それで確認するという形はとらせていただいております。こちらについては、契約の特記事項で確認をしているところと、区のほうでもそういった証明書を提出してもらおうという対応はしているところではあります。

委員ご指摘のとおり、そういった証明書を出してもらったとしても、こういったことはあり得るところかなと思っておりますので、そういったところの委託先の管理というものは常に徹底してやっていくということをやりたいなと考えてございます。

【栗原委員】ありがとうございます。

【会 長】ほかにはよろしいですか。了承ということでよろしいでしょうか。

続いて、資料2の「令和7年度新宿区情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況」につきましての報告をお願いいたします。

【区政情報課長】それでは、資料の2番ということで、右上に資料2と書いてある「令和7年度新宿区情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について」、ご報告をさせていただきます。

こちらについてなのですが、毎年この時期ぐらいに、令和7年度の新宿区の情報公開制度また個人情報の制度がどのように運用されていたかということを、条例や規則に基づいて公表させていただいております。これによって区民の皆様が新宿区でちゃんと情報公開が行われているのかといったところを確認できるということと、これを見てもらって、情報公開とか個人情報保護の制度に少し親しみというのも変ですが、そんなに難しいものではないのだといったところを確認してもらって、情報公開をより進めていくという趣旨で実施をしているものでございます。

こちらの状況についてご報告させていただきます。

おめくりいただきまして、1ページに目次がついてございます。ページでいいますと、59ページのものとなっておりますけれども、1から13の項目を12ページぐらいまででまとめておりまして、13ページ以降、別紙をつけてございます。

2ページをご覧いただければと思います。

「公文書公開請求の状況」でございますけれども、1の(1)のところでは、請求件数とし

て、区全体で373件の請求がございました。このうち、右側に公開率ということで出しているのですけれども、90%となっております。公開率のさらに右側、不存在ということで、請求はされたのですけれども、もともと区では持っていないですよというものを除いたものになると98.4%ということで、非常に高い公開率になっているのかなというところでございます。

2ページ目（3）の実施機関別の処理状況ということで、ちょっと専門的な形になるのですけれども、区長部局というもののほか、教育委員会というのはまた別の組織体になります。また、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、これらをトータルして先ほどの373件という件数となっております。

続きまして、3ページをご覧くださいまして、主な公開請求のベスト5をリストアップしてございます。こちらは衛生課、道路課、区政情報課、施設課等々となっておりますが、衛生課などは、こういった食品衛生施設の一覧など、事業者の方の請求が非常に多いということで、例年多い部署となっております。

3番の区政情報課でいうと、全庁的に取りまとめるような請求があった場合は、区政情報課で対応しているため、件数が多くなっているところでございます。

続きまして、4ページをご覧くださいまして、こちらは保有個人情報の開示請求になります。こちら、自分の情報の開示という形にはなりますけれども、請求の件数とすると203件でございました。こちらも実施機関別の処理状況を下に載せておりまして、次のページに保有個人情報の開示請求のベスト5の部署をリストアップしてございます。住民税などの納付の状況の確認であったりとか、税の情報の確認であったりとか、住民票の請求書の写しの請求が多いところでございます。

続きまして、6ページ以降、個人情報の業務登録や、個人情報ファイル登録の状況ということで、業務登録でいうと、全体で約2,700件、また個人情報ファイルの登録は約800件といったところで、こちらは昨年度に比べると微増となっております。7番の個人情報業務委託についても微増というところでございます。

この後の7ページ、8ページに目的外利用の状況、外部提供の状況等々も、例年より少し増えているぐらいのところになります。

9ページ、外部電子計算機との結合ということで、699件でございます。実は前年は402件だったのが699件ということで300件弱増えましたが、こちらは先ほどご説明しました行政手続のオンライン化でL o G oフォームを活用した、電子申請手続きが非常に増えたと

いうところで、300件ぐらい増えているところがございます。区民の方が、電子申請ができるようになったということで、利便性の向上につながっていることが分かります。

続きまして、10ページ以降、指定管理者による公の施設の管理状況、こちらについて変更はありません。

このほか、実習生の受入状況、11ページ、派遣労働者の受入状況、こちらも例年と同じような推移となっておりまして。

最後、12ページ、防犯カメラの設置状況と防犯カメラの画像の外部提供、こちらは警察等から法令に基づいて外部提供しているものとなりますけれども、例年より若干多いぐらいの件数で推移をしているところがございます。

以降は「公文書公開請求の内訳」ということで、全請求の373件をリストでまとめて記載させていただいております。

令和7年度の状況については以上となります。

【会 長】ありがとうございました。何かこの部分に対するご質問、ご意見ございますでしょうか。

【坂下委員】1つだけ聞きたいのですけれども、よろしいですか。

実習生の受入れというのがありますね。全くこの本件と関係ないのですけれども、実習生を受け入れて、新宿区に就職をしたなんていう子はいますか。

【区政情報課長】ちょっとその辺の情報までは受けていないのですけれども、やはり新宿区の採用の形態というのは、23区全体で採用を受け入れている状況になります。まず、筆記の試験をして、その後、23区全体で面接をして、その後、自分の行きたい区のほうに振り分けて、区のほうでまた再度面接という流れになります。なかなか自分の希望にあった区に行けないというのも実際にあったりするところもあるので。でも、新宿で多分実習を受けているとか言うと、結構ポイントは高いのかなとは思っているのですけれども、それがイコールになるかどうかというのはちょっと分からない状況でございます。

【坂下委員】ありがとうございます。参考になりました。

【栗原委員】ありがとうございます。9番の外部電子計算機との結合状況ところに関してなのですが、L o G o フォームへの接続は増加ということで先ほどいただきましたが、L o G o フォーム以外の点で、例えばA P I と呼ばれるようなものを活用した形で外部のサービスと接続するであったりとか、そういったシステムとシステムを合わせて接合するようなケースというのもここに含まれているのか、もしくは、新たに新宿区が直接契約したものに限ったも

ののみをこちらの合計の件数で入れているのか、そこの外部電子計算機器との結合状況というのがどういった定義なのかを少しお伺いしてもよろしいでしょうか。

【区政情報課長】恐らくAPIで連携するようなものについても、所管課のほうから上がってきたらこの会議にはかけるものかなと思っております。そのあたりもカバーされているものかなと認識してございます。

【情報戦略課長】今回の中には大々的なそういったものというのはちょっと見当たらないかと。ただLGWANの中で、業者さんのLGWANネイティブで動いているものとの連携は見られました。かなり少数派ではあります。やはりそういった情報連携というのはもう既にやるものはやっちゃっているところがありますので、その中のデータ登録の変更等そういうものはありますけれども、新たな接続というのは、この中には大きいのはちょっとなかったかなと思います。恐らくほとんどが今、新たにこれまでやっていなかったものでやるとなると、Logオフォームがかなり主力になっていますし、あとは、マイナポータルとの関係で少し進んでいるものもあります。

あとは、よくあるのは東京都や国のほうで開発したアプリケーションとの接続というのも、見受けられます。そんな状況で、いわゆるシステム同士の連携みたいなものというのは、この中にはないのかなというところではあります。既にそういうのはやっちゃっているというところが実態だと思います。

【栗原委員】ありがとうございます。質問の意図といたしましては、API側で今こういった形で情報を処理するかというのが定義されているケースが多々あるかと思しますので、そのあたりも含めて、どこまで情報がどこに行き渡っているのかというところも把握した上でこの結合状況というのは書かれているのか、そこは含めず出しているのかというところが少し気になったのでお伺いさせていただいた次第でございます。

【会 長】ほかにはいかがでしょうか。

【伊藤委員】伊藤です。2ページ目なのですが、いただいた2ページの(2)に「処理中2件」と書かれています。先ほどのご説明だと、これは令和7年の実績状況ということで、それと両方掛け合わせて言うと、令和7年度中に請求があったけど7年度中に処理できなくて先延ばしになっているのが2件と理解してしまうのですが、それとは違いますか。そういうことですか。

【区政情報課長】2ページ目の(2)の「審査請求の状況」でございますかね。こちらの「処理中」の2件というところですね。

この審査請求というものののですけれども、公文書公開請求があつて、その請求に、ある意味、黒塗りにした内容が、例えばもっと公開できるのではないかと、そういったものに不満がある方が審査請求という形で、区の情報公開の審査会に諮問をして、審査会でこの内容を確認するというものです。この審査会というのは大体結論が出るまで双方の状況等確認した上で審査しますので、どうしてもやはり時間がかかるということで、この2件が今現在「処理中」という状況になってございます。

通常の公文書公開請求については、原則、土日含めて14日以内に公開をするということをやっております。どうしてもできないものは延長であつたりとかあるのですけれども、そこまで時間をかけない形でやるというのは原則でやってございますので、この「処理中」というのは、審査請求のもので処理中のものがあるというところでご理解いただければと思います。

【伊藤委員】ありがとうございます。ですから、今現時点においてはまだ処理中なわけですね。

【区政情報課長】処理中です。

【伊藤委員】ありがとうございます。

【区政情報課長】失礼しました。1個、訂正をさせていただければと思います。

現時点で処理中かというお話なのですけれども、42ページをご覧くださいければと思います。

今、令和7年度末の段階で処理中だったのが、実はこの3番と6番、まだ答申が出せていない処理中のものになるのですけれども、この3番については、先日、6月下旬ぐらいに答申を出したということで、こちらについては処理が終わっている状況でございます。6番については、まだ審議中という形となっております。

失礼いたしました。

【会 長】それでよろしいですか。

ほかにご意見がないようでしたら、本件を了承とさせていただきたいと思います。

次に、資料3の「令和7年度保有個人情報の管理の状況に係る監査について」のご報告、お願いいたします。

【区政情報課長】それでは、1枚目をご覧くださいまして、「令和7年度保有個人情報の管理の状況に係る監査について」ということでご説明させていただきます。

記書きの上のリード文のところなのですけれども、個人情報保護法の66条の第1項では、行政機関の長は保有個人情報の漏えいや滅失、毀損を防止するため安全管理措置というものを講じなければならないと規定されてございます。個人情報保護委員会が示すガイドラインについても、適切な管理を検証するための監査を行うこととされております。令和7年度に監査を実施

した内容についてご報告をさせていただくものでございます。

記書き以下のところです。

1の「監査対象」ですけれども、まず、全庁の各課の下に係というものがございすけれども、それぞれの係に個人情報の管理の状況に係る点検チェックシートというものを回答していただきました。その回答の結果を踏まえて、テストみたいなものなのですが、そのテストの結果が悪かった契約管財課、榎町特別出張所など10課を対象として監査を実施させていただいたということです。

この点検チェックシートでは、人的な安全管理の措置、また、物理的安全管理措置ということで、媒体の管理、廃棄、または技術的な安全管理措置、アクセス制御、また、外的環境の把握ということで、そういったところを点検の項目として実施させていただきました。

そちらについて10課の監査対象課に区政情報課の職員が直接赴いて、個人情報の取扱いが適切に行われているかという監査を行いました。その監査の指摘事項と改善状況というものをまとめたものが別紙1になります。

1から10まで課がございすが、まず1つ目の新宿自治創造研究所担当課は特に指摘がありませんでした。

2つ目の契約管財課という部署になりますけれども、こちらへの指摘は、個人情報を行う委託業務について、契約書につける必要がある特記事項を付していなかったことが指摘事項になります。それと併せて、個人情報の取扱いを適切に進めていくために、事務処理手順というものを定めております。その事務処理手順に契約の履行前と履行中に2回立ち入り調査等ということで、確認記録票をつくってもらうことになっているのですけれども、その記録票が作成されておりました。

こちらについて、担当課としては、しっかり特記事項を付して、今後、確認記録票の作成などの改善を行うというところでございます。

3番の榎町特別出張所になりますけれども、こちらは派遣労働者に事務を行わせるときは、個人情報保護の遵守する事項を明記した誓約書等々を提出させることになっているのですけれども、その誓約書の提出がありませんでした。

こちらについても次年度以降、誓約書を提出させるという対応をすることになってございます。

続きまして、5番目の子育て支援課という部署になりますけれども、こちらも特記事項を契約書に付す必要があるのですけれども、その特記事項は付していたのですけれども、先ほども

栗原委員のほうから話があった、業務委託が終わった後の個人情報の廃棄の証明書というものを
を出してもらったのですけれども、その提出がありませんでした。

こちらについても徹底するように対応してございます。

6 番目、ご覧いただきまして、東新宿保健センターという部署になりますけれども、こちら
の派遣労働者の誓約書の提出がありませんでした。

次、8 番目、ごみ減量リサイクル課という部署ですけれども、こちらについても事務処理手
順に定められている確認記録票での確認が行われていなかったところと、(2) のところでは、
個人情報の廃棄の証明書の提出がなかったため指摘をしました。

9 番目の教育支援課につきましても、委託先からの個人情報廃棄の証明書の提出がなく、口
頭報告等で確認していたため、ちゃんと証明書を出してもらうように徹底させております。

続きまして、1 ページおめくりいただきまして、別紙2でございます。

こちらは保有個人情報の統括保護管理者、寺田副区長名で通知を全庁に送ってございます。

記書き以下ですけれども、監査の指摘事項ということでまとめたものです。ポチが4つござ
いますけれども、まず委託業務の特記事項が付されていなかったというもの。また、委託業務
と指定管理業務における個人情報の廃棄の証明がなかった。また、派遣労働者に書かせるべき
誓約書がなかった。また、委託先及び再委託業務における確認記録票が作成されていなかった
といったところをまとめさせていただいております。

こちらについて、全庁の各課に徹底するように通知させていただいてございます。

なかなかこの通知だけでは浸透しづらいので、新年度明けてから、個人情報取り扱いに係る
全庁への研修等を行ってございますけれども、そういった研修の中で今回のこの指摘事項につ
いても共有をさせていただいております、区としても監査の結果をふまえてしっかり取り組
んでおります。

説明は以上です。

【会 長】ありがとうございました。では、ご質問ございますか。

【栗原委員】先ほど廃棄証明書の件でご質問させていただいて、多分これ、「こちら」という
ところにリンクか何かがついていて、本来は見えることだというふうには理解したのですけれ
ども、先ほどの監査の内容を伺うと、結構廃棄証明をとっていなかったというケースがあった
かなと思うので、この理由というか、なぜこういったことが発生していたのかというところ、
もし分かる範囲でありましたらお伺いしてもよろしいでしょうか。

【区政情報課長】廃棄の証明書、今回とっていないところがやはり複数課確認されたというこ

とは、非常に我々としても重く考えてございます。

その理由としましては、口頭で廃棄したということを確認したといった所管課があったということと、あとは過去にあった事例なのですけれども、個人情報に係る確認記録票というものがあるのですけれども、その中に廃棄の項目もあったりするので、それを基に証明をとっているのではないかと認識していた課が実際ありました。

区としましては、しっかりと廃棄の証明であったりとか、廃棄したというのが分かるものをちゃんと提出するように、今年度幾つかこういったところが散見されたので、徹底していくことで改善を図っていきたいと考えてございます。

【栗原委員】ありがとうございます。

【会 長】ほかにはいかがですか。

【井元委員】資料3の一番最初の、点検チェックシートの結果を踏まえ、10課を監査の対象としたとございますけれども、このチェックシートの結果でどのようなことがあって監査の対象としているのか、具体的にはどういうことなのでしょう。

【区政情報課長】この点検チェックシートということで、「はい」「いいえ」で答えるような設問が20個ぐらいあるのですけれども、その設問のところで、ちゃんと各所属の中で研修を実施しているであったりとか様々、先ほどの廃棄証明をとっているとか、そういった設問を「はい」「いいえ」で答えてもらうのですけれども、その設問の中で正しい回答ができなかった職員が何名かいるような部署は、そういったところはちょっと正直な話、意識が低いのではないかとということもございまして、そういった課を対象に昨年度監査を実施しました。

【井元委員】その数というのは、このときは10課ですけれども、それは年によってやはり多少差異があるということですね。

【区政情報課長】こちらの10課ですけれども、上位10課を選定させていただいております。なかなか監査をする人員が、これは我々としても課題と考えてはいるのですけれども、区政情報課の職員が今、監査を実施しているので、これ以上となると実際はなかなか難しいかなと思っています。

昨年度は、大体この10課ぐらいがやはり点数として特に悪いところでもあったので10課という形にしているのですけれども、毎年それぐらいの課を対象とさせていただいて、今後、ちょっとどのような形で進めていくのが効果的なのかといったところは、少し検証しながら考えていきたいなと思っております。

今年度、取りあえずのところは10課ぐらいかなと思っているのですけれども、ちょっとど

のようにすればいいのかというのは、また皆さんからもご意見をいただきながら考えていきたいなと思っています。

【井元委員】どうもありがとうございました。

【会 長】このぐらいでよろしいですか。

そうしましたら、資料3について了承したいと思います。

最後に、第三者認証について、お願いいたします。

【区政情報課長】資料4をご覧ください。「委託事業者における適切な個人情報の管理及び第三者認証について」でございます。

こちら、先ほど坂下委員からのご意見のときも少しご説明させていただきましたけれども、1番の「経緯」で、委託事業者における個人情報の漏えいが全国で相次いでいることを受けまして、新宿区としても令和8年度から委託事業者が個人情報を適切に取り扱うための事業者選定に当たって、次の措置を導入しました。

2番目の(1)、(2)の措置を導入しております。

まず、(1)の措置というのが、「申出書の提出」になります。委託事業者が個人情報を取り扱う場合、委託先に選定しようとする事業者から、業務委託における個人情報保護の取扱いに関する申出書の提出を求めて、申出書が提出できない場合は、委託先としてはならないとしてございます。この申出書では、責任者や従事者の特定、また取得・利用・保管・持出し等の保護対策がしっかりしているか。また、第三者提供の禁止、また事故の発生時に区に迅速に報告すること、また不要となった個人情報の廃棄・消去または返却、個人情報の特記事項の遵守、こういったことについてしっかり申し出ていただき、提出させております。

次に、(2)第三者認証の導入で、(1)に加えて、入札とプロポーザルによる委託については、委託先を選定する場合に、第三者認証を受託要件、参加条件を原則としました。例外もちょっとあるんですけれども、プライバシーマークやISMSの認証、JAPHIC認証、またJISQの認証は例外として整理をしております。多いのはやはりプライバシーマークとISMSの認証かなと思います。

【会 長】いかがですか。またご質問、ご意見はございますか。

【坂下委員】どうもありがとうございます。助言だけしておきます。

JAPHIC認証は1年更新で、個人事業主とか零細企業向けのものになっていて、法律に基づいているかどうかだけを見ているものです。プライバシーマークはそうではなくて、JISという産業規格に基づいて手順を見ている認証なので、そこはよく見てください。

あと、I SMSは、私、浦安市のCIO補佐官をやっていますけれども、浦安市の場合には、I SMS認証というのは、認証書を出してもらうのです。なぜかという、調達する範囲と全く違う範囲の認証をとっている事業者があまりにも多いのです。ですから、これは可能であれば、調達をしたときにI SMS認証の認証書を出してもらって、例えば福祉のシステムの調達なのに、とっている範囲は人事データベースだったりするのですよ。それだとやれるわけないですから。その確認の意味でとったほうがいいと思います。

あとは、契約でちゃんと監査ができる条件を入れておくとかいうことの関わりはしっかりやってください。

私からは以上です。

【区政情報課長】ご指摘ありがとうございます。委員ご指摘のとおり、I SMSの認証については、その業務の一部だけ認証を受けていて、別の業務が、例えば今回の委託になるということも想定されるということで、委員からは以前からしっかりとご指導いただいていたので、I SMSについてはどこが認証されているのか、それを提出してもらうように所管課にも伝えてございます。

JAPHIC認証についても法に合っているかどうかだけということで、ちゃんと規格に沿っているかというのは確認していないことも議論の中でやはり出てまいりました。一方でなかなかこういった第三者の認証をとるのが難しいところも非常に多いので、ちょっと苦渋の決断みたいな形で、ここまでならいいだろうということで、国の個人情報保護委員会のほうからも受けてねといったところも確認した上で、JAPHICは一応含めて対応させていただきました。

区の契約書の特記事項の中で監査についても入ってございますので、区としてもしっかりと対応していきたいところでございます。

【栗原委員】ありがとうございます。私からは、こちらの、まず第三者認証を取り入れられたと、非常に素晴らしいことだなとお話を聞いていて思いました。

一方で、これは全ての委託先、事業者に対するものなのか、例えば扱う情報の粒度というか、いわゆる個人情報保護法であれば、要配慮個人情報であったりとか、情報に関するある程度機微性であったりとか、そういったところも配慮した上で、いろいろと取扱いに関しては決めていく形になるのかなと思いつつ、いろいろな新宿区の事業を拝見させていただくと、個人情報といっても多岐にわたるのかなと思っております。その場合、一律にこういった第三者認証を含めた管理の方法を適用されるのか、もしくは、ある程度利用度を分けてやっていくのか。

なぜ、この質問をさせていただいたかという、やはり事務的な手続を含めて、かなり内部で、実際にそれを把握する人の素養によって変わってきてしまう部分もあるのかなと感じたので、お伺いさせていただければと思います。

【区政情報課長】ご質問ありがとうございます。委員ご指摘のとおりで、区の取り扱う個人情報というのは本当に多岐にわたる中で、このあたりの制度設計というか、どこまでプライバシーマークやこういった第三者認証が必要かといったところは、我々もかなり悩んだところでございます。

今回は、やはり金額が非常に高いまず入札とプロポーザルにけるものについては、基本的には原則取得要件としてございます。

この認証を導入するかどうかという準備段階に当たって、区の委託業務にどういったものがあるのか全庁に調査を行いました。その中でやはり区が業務委託をする中で、特に健康だったり福祉の分野については、個人に対して委託するような事業も結構あったりしました。そういう事業の情報は、お子さんのケアに関するものであったりとか、かなり機微情報、要配慮個人情報に当たるものが結構多かったりしました。なので、そういった個人の方に対してもプライバシーマークやI SMSをとらないとできないとなると、なかなか区の事業がどうしてもできないというのが課題でございます。

そういったことを踏まえまして、今回の（１）申出書の提出も併せて今回実施することで、これは入札、プロポーザルに限らず全ての委託で個人情報を適切に取り扱うという、相手からのしっかりとした意思表示というものを出示してもらって、区としても何かあったらしっかり確認できるような体制を委託の前に出してもらおうことで、プライバシーマークとかそういったものはないのですけれども、ちゃんとやっているというところは新宿区としても確認するために、こういった体制を今回構築しました。

【栗原委員】ありがとうございます。

実際に委託に応募される方、もしくは事業者の方の視点で見た際に、やはりそのあたりの説明があると非常に安心するかなというところと、委託に応募される方も漏えいしたくてする方は結構少ないかなと思いますので、そういったコミュニケーションの部分というところでも、今ご説明いただいたことは非常にご丁寧に議論されたところかなと思いますので、ぜひ継続してやっていただけるとありがたいなと思ったところでございます。

私からは以上です。

【会 長】ありがとうございました。ほかにございますか。よろしいですか。

【井元委員】申出書の提出で、申出書の内容がきちっと行われているかどうかというような、いわゆる先ほどの監査のようなことは行われるのでしょうか、行われないのでしょうか。

【区政情報課長】申出書が適切に実施されているかの確認でございますけれども、結論からいうと、その確認もしっかり行っております。

区における委託事業者の個人情報の確認の流れですが、委託業務を開始する前に、この申出書をまず出していただき、契約時には特記事項ということで、様々個人情報の秘密の保持であったりとか、それをまず契約で縛るということをやります。その後に、履行期間中に個人情報の取扱いに係る確認記録票を使って、区の職員が相手先にチェックを行います。そういった形で、申出書に書かれている内容をしっかりできているのかといった区の職員のチェックも行い、しっかりとそのあたりも確認する体制を整えております。

【井元委員】どうもありがとうございました。

【会 長】ほかにございますか。よろしいですか。

では、本件についても了承といたしたいと思います。

事務局のほうから何か連絡ございますでしょうか。

【区政情報課長】時間が過ぎてしまったところで、最後のご連絡になります。

以前、皆様からお話をいただきました、前回も口頭でご報告をさせていただいた件でございますけれども、この審議会で出た意見を区長への提言することについてでございます。

皆さんの任期期間が令和7年4月から令和9年、来年の3月となってございますので、ここでいただいた意見について、今報告書の作成を進めております。次回、1月の審議会で報告書の案について示させていただきますので、委員の皆さんからのご意見をいただいた上で、報告書という形でしっかりまとめさせていただいて、事務局から区長に報告をさせていただこうと考えてございます。報告書については、完成しましたら皆様にも共有させていただければと思っております。

今日の報告事項については以上となりまして、次回の審議会が来年1月21日木曜日の午後2時からということで予定してございます。場所については、今回と同じ6階の第3委員会室で予定してございますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

【会 長】ご苦労さまでした。

【区政情報課長】それでは、本日の審議はこれで終了させていただきます。本当に長時間、皆さんありがとうございました。

午後 4 時 1 2 分閉会